

労働基準監督官の仕事の紹介

労働基準監督官

労働基準監督官は、各企業が労働基準関係法令の目的・内容に理解を深めて適正な労働条件の定着を図っていくことができるよう努めています。

ILO第81条条約及び労働基準関係法令に基づいて、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査し、必要な指導を行うことによって、労働者の労働条件の確保及びその向上を図ることを任務とする厚生労働省の専門官です。

< 業務の内容 >

労働基準監督署における労働基準監督官の主な業務は、臨検監督、申告処理、災害調査、許可・認定事務、集団指導などで、これらを通じて労働条件の確保・改善、労働者の安全や健康の確保・向上を図っています。

また、特別司法警察員として、労働基準関係法令違反被疑事件について刑事訴訟法に基づく捜査を行って検察庁へ送検することも行っています。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、じん肺法、家内労働法などの労働基準に関係する法令（以下「労働基準監督法令」といいます。）が、労働基準監督官の取り扱う法律です。

労働基準監督官は事務所・工場への立ち入り、関係者への事情聴取や帳簿・関係書類の検査などの権限が与えられており（労働基準法第101条等）、原則として予告することなく事業場に立ち入り、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全衛生基準を満たしているかなどを確認しています。この業務のことを臨検監督と呼んでいます。

臨検監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険性の高い機械・設備や有害物の使用については使用停止命令等の行政処分を行うこともあります（労働安全衛生法第98条等）。

< 業務内容をもっと詳しく！ >

労働基準監督官の仕事に少しでも興味を持った方は以下のページにどう

ぞ!!!

労働基準監督官の業務－臨検監督編－

労働基準監督官の業務－司法警察事務編－

労働基準監督官の業務－厚生労働本省・労働局・労働基準監督署の関係－

労働基準監督官の業務－労働基準監督署における各部署の役割－

現役労働基準監督官へのインタビューⅠ

現役労働基準監督官へのインタビューⅡ

(今後、随時 追加する予定です)